

# 常任委員長報告

各常任委員会に付託された議案等の審査結果について、それぞれの常任委員長が報告しました。各常任委員長報告における委員の意見や要望の主なものは次のとおりです。

## 総務委員会

- \*補正予算の編成に際して、地域活性化に向け、子育て、福祉、社会基盤の整備、移住定住の促進、災害対応力の強化に要する経費などへ国庫補助金を適切に配分したことを評価する。
- \*当せん金付証券「宝くじ」の収益金は少子高齢化に対応する事業などに充当する貴重な財源であるため、増収に向けて、県及び浜松市と協力して有効なPR活動と積極的な販売促進を行っていくこと。
- \*マイナンバー制度は利便性の向上や行政の効率化の観点から重要な制度である一方で、個人情報保護の観点から市民の皆さんの関心が高いため、引き続き、慎重を期して事務を遂行すること。
- \*マイナンバーカードの普及率が低いため、利便性の向上などのメリットを積極的に発信し、普及促進に努めていくこと。

## 観光文化経済委員会

- \*海洋産業クラスター創造事業は、今後の産業の大きな柱となるため、目標を持って産学連携による事業化を進め、着実に本市の利益につなげていくこと。
- \*就活よろず支援体制強化事業について、若者就活応援サイト「しずまっち」の利便性の向上はもとより、関係機関との連携強化、学生と企業との交流機会創出への支援に努めること。
- \*徳川家康公記念世界囲碁コンgresin静岡について、MICE推進の観点から、海外の方に楽しんでもらうと同時に、「囲碁といえば静岡」と周知できるイベントに育て上げること。
- \*スポーツ施設空調機整備に当たっては、利用者への影響が少なくなるよう配慮すること。

## 市民環境教育委員会

- \*小学校の埋設ガス管の更新を行う小学校校舎等補修事業は、大規模地震を念頭に、子どもの安心安全の観点から、更新未実施校についてもスピード感を持って推進すること。
- \*体育館は災害時の避難所機能も持つことから、国等の補助制度を活用し、少しでも早く小中学校の体育館大規模改修事業を進めること。また、避難所となり得る教育現場の施設についても庁内連携を図り対策を進めること。
- \*小中学校のトイレの改修は児童生徒や保護者、地域の方々からも強く要望されており、子どもの健康、災害対応の観点からも早期に整備すること。

## 厚生委員会

- \*生涯活躍のまち静岡(CCRC)推進事業では、アクティブシニア層の活躍を促すための具体的な施策を明らかにすること。
- \*障害児施設給付事業については、利用者の安全やサービス水準の維持などのため、放課後等デイサービスの現状把握と指導等を行うこと。
- \*民間障害者施設防犯対策事業費助成によるハード面の整備だけでなく、日ごろから積極的に防犯訓練等に取り組むよう働きかけること。
- \*経済対策臨時福祉給付金給付事業の積極的な広報に努め、支給対象者に給付金が滞りなく届けられるよう工夫すること。
- \*放課後児童クラブ整備事業は施設面を整備するだけでなく、支援員の確保を含む施策の充実にも努めること。
- \*認定こども園等の整備促進に向けて、認定こども園への移行を検討している私立幼稚園に対し丁寧な説明、助言などを行うこと。

## 企業消防委員会

- \*（仮称）湾岸消防署は、清水区の湾岸地域に大規模災害が発生した場合の拠点となる極めて重要な施設なので、最新の設備に加え、職員が安心して効率よく活動できるよう整備すること。また、開署予定が遅れることのないよう計画的に進めること。
- \*市民に安心感をもってもらうためにも（仮称）湾岸消防署の備える様々な機能を積極的にPRすること。
- \*簡易水道は生活に欠かすことのできない水を供給しており、中山間地の住民にとっての命綱であるため、早期に整備すること。

## 都市建設委員会

- \*日本平公園整備事業に関して、夜景が注目されたことに伴い観光客が増加することが予想されるため、周辺道路や駐車場の整備等を含め、全体整備が遅れないよう事業を進めること。また、全方位への夜景眺望を確保すること。
- \*木造住宅耐震補強事業費助成について、耐震化率の目標達成に向けた集中的な取組を検討すること。
- \*東名高速道路新インターチェンジ、清水富士宮線、国道一号バイパス等の道路等整備に当たっては、地元との協議も行いつつ、施工期間中の安全確保や渋滞対策等にも配慮すること。
- \*道路側溝への転落事故に対する損害賠償に関して、市内には蓋が設置されていない側溝や水路等も多数あるため、それぞれの施設管理者と連携を図り、安全面に配慮した整備を進めること。

## 静岡市市民による

# 自転車の安全利用の確保に関する条例

## を全会一致で可決しました



平成25年12月改正道路交通法の施行により、道路交通の安全確保のため自転車に対する規制が強化され、全国的に自転車の安全な利用が求められています。

本市では、静岡市交通安全計画に基づき様々な自転車交通安全施策を実施しています。しかしながら、平野部の起伏が少ない本市にあっては、通勤通学手段として多くの市民が自転車を利用しており、自転車の関連する交通事故が多いという現実もあります。

このような状況の下、市議会では、「世界水準の自転車都市「しずおか」」を目指すに当たり、将来にわたり継続的かつ全市的に交通安全対策を進め、安全安心な生活環境を実現することを目指して検討会を設置し、条例制定の準備を進めてきました。

検討会では、本市の実情をより反映させるため、交通安全に取り組む様々な団体を招いた意見交換会や、市内の交通状況の視察なども行い、条例の策定を進めてきました。

平成28年11月定例会において、議員提案による政策条例「静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例」を全会一致で可決しましたので、条例のあらましをご紹介します。



### 目的

自転車の安全な利用に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、歩行者を含む交通の安全を確保し、もって安全安心な生活環境の実現に資すること。

### 主な内容

責務	市	関係団体と相互に連携を図り、交通安全に関する教育の実施や交通事故多発警報の発令など、自転車の安全な利用の促進に資する施策を総合的に実施すること。
	市民	自転車の安全な利用を推進し、交通弱者に配慮するとともに、市が実施する施策に協力すること。
	歩行者	交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩きスマホなど道路交通に危険を生じさせる行為を慎み、夜間は明るい服装や自発光式反射材を装着するなど他者に認識されるよう努めること。
	自転車利用者	交通安全に関する法令を遵守するとともに、交通事故の防止に関する知識の習得や対策に努め、歩行者の通行及び自動車等の運行に十分配慮して自転車を利用すること。また、自転車損害保険等への加入に努めること。
	自転車小売業者	点検や整備など自転車の安全な利用に関する情報の提供や助言を行うこと。
交通安全教育	自動車等運転者	側方通過の際の徐行など、自転車や歩行者の交通の安全に配慮すること。
	事業者	従業員に対し、交通安全に関する啓発及び指導を行うとともに、市が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力すること。
	学校等	関係機関との連携を密にし、交通安全教育に関する情報の収集に努め、発達段階に応じた交通安全教育を行うこと。
	家庭	子どもに交通安全教育を行い、反射材や乗車用ヘルメットなどを使用させるとともに、自転車を定期的に点検、整備し、自転車損害保険等の加入に努めること。
広報啓発	高齢者の同居者	自発光反射材の装着など交通事故の防止のため必要な助言をすること。
	広報啓発	自転車の安全な利用の促進について、広報活動及び啓発活動を行う。自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進する。